

種子生産体制強化総合支援事業実施要領

制 定	令和 3 (2021) 年 4 月 1 日	生振第 111 号
改 正	令和 5 (2023) 年 4 月 3 日	生振第 51 号
改 正	令和 6 (2024) 年 4 月 1 日	生振第 1 号
改 正	令和 8 (2026) 年 4 月 1 日	生振第 84 号

第 1 趣旨

稲麦大豆の種子生産者の高齢化や減少が進行する中、稲麦大豆種子の安定供給体制の維持が課題となっている。

このため、県は、「栃木県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例（令和元(2019)年栃木県条例第 9 号）」に基づき、稲麦大豆の優良な種子を将来にわたって安定的に供給を図るため、種子生産体制の強化に必要な農業機械の整備に加え、国産需要が高まる麦大豆種子の新産地育成に向けた取組を支援する。

第 2 目的

種子生産体制強化総合支援事業は、第 1 の趣旨を踏まえ、種子生産体制の強化を目的とし、次の 1 に掲げる事業は、事業において設定される成果目標の達成を目的とし、次の 2 に掲げる事業は種子生産技術習得を目的とする。

- 1 種子産地強化対策事業
- 2 新種子産地育成支援事業

第 3 事業の実施

1 事業の内容

この要領により実施する事業の内容、事業実施主体及び補助率等は別表のとおりとする。

2 事業計画の承認

- (1) 第 2 の 1 の事業における事業実施主体が、事業を実施しようとするときは、実施計画承認申請書（様式 1）及び事業実施計画書（別紙様式 1 及び別紙様式 2）を作成し、関係市町長に提出してその承認を受けるものとする。ただし、事業実施地区が複数の市町にまたがる等、やむを得ない場合にあっては、関係市町長と協議の上、事業実施主体は事業の実施計画を市町長を経由せずに農業振興事務所長に申請し、その承認を受けることができるものとする。また、事業実施地区が複数の農業振興事務所にまたがる場合は、関係農業振興事務所と協議の上、申請する農業振興事務所を決定するものとする。
- (2) 第 2 の 2 の事業における事業実施主体が、事業を実施しようとするときは、実施計画承認申請書（様式 1）及び事業実施計画書（別紙様式 1 及び別紙様式 3）を作成し、関係市町長に提出してその承認を受けるものとする。ただし、事業実施地区が複数の市町にまたがる等、やむを得ない場合にあっては、関係市町長と協議の上、事業実施主体は事業の実施計画を市町長を経由せずに農業振興事務所長に申請し、その承認を受けることができるものとする。また、事業実施地区が複数の農業振興事務所にまたがる場合は、関係農業振興事務所と協議の上、申請する農業振興事務所を決定す

るものとする。

(3) 市町長は、(1)及び(2)により提出された事業計画が事業の採択要件等を満たし、かつ、事業計画の達成が確実であると見込まれる場合には、実施計画承認申請書（様式 1）により、農業振興事務所に申請し、その承認を受けるものとする。

(4) 農業振興事務所長は、当該事業実施計画が、事業の採択要件を満たし、かつ、事業計画の達成が確実であると認められる場合に承認する。

3 事業実施計画の変更

次に掲げる事項の変更は、2に準じて行うものとする。

(1) 事業実施主体の変更

(2) 事業実施地区の変更

(3) 事業区分の変更又は廃止

(4) 事業費又は補助金の 30 パーセントを超える減

(5) 事業費の 30 パーセントを超える増又は県補助金の増

4 この事業の実施主体は、県、市町、関係農業団体の指導及び助言の下に、2により承認を受けた事業実施計画に従い、事業を実施するものとする。

第4 事業の実施体制及び指導推進体制

1 事業実施主体は、事業を適正に実施するため、必要な実施体制を整備する。

2 第2の1の事業における事業実施主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、収入保険制度への積極的な加入に努めるものとする。

3 県及び市町は、本事業の効果的かつ適正な推進を図るため、関係機関連携の下、次の推進体制を整備する。

(1) 県段階

県は、関係団体等との親密な連携の下、事業の実施について推進指導に当たるものとする。

(2) 市町段階

市町は、関係団体等との親密な連携を図り、事業の実施について推進指導に当たるものとする。

第5 実施状況報告等

1 第2の1の事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、事業の実施状況を翌年度の4月末日までに、実施状況報告書（様式2及び別紙様式4）により市町長（市町長を経由せずに事業を実施した場合は農業振興事務所長）に報告するものとする。

2 市町長は、事業実施主体から実施状況の報告があった場合は、実施状況報告を取りまとめた上、実施状況報告書（様式2及び別紙様式4）により5月末日までに農業振興事務所長に報告するものとする。

3 第2の1の事業実施主体は、目標年度において事業実施主体の要件又は成果目標が未達成の場合は、改善計画書（別紙様式5）を作成し、目標が達成されるまで報告を行うものとする。

第6 助成

県は、予算の範囲内において、事業実施主体に対し、この事業に要する経費について、

別に定める当該事業に係る補助金交付要領により助成するものとする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、知事が別に定めるところによるものとする。

附 則（令和3（2021）年4月1日生振第111号）

- 1 この要領は、令和3（2021）年度分の補助金から適用する。
- 2 この要領は、令和8（2026）年3月31日をもってその効力を失う。ただし、別表の2の種子生産体制強化整備事業は、令和5（2023）年3月31日をもってその効力を失う。
- 3 水田フル活用総合支援事業実施要領（令和2（2020）年4月1日付け生振第11号）は廃止する。
- 4 前項の規定により廃止された水田フル活用総合支援事業実施要領に基づく事業の実施状況の報告については、なお従前の例によるものとする。
- 5 2の規定により廃止された種子生産体制強化整備事業の実施状況報告については、なお従前の例によるものとする。
- 6 種子生産体制強化等推進事業は、令和6（2024）年3月31日をもってその効力を失う。

附 則（令和8（2026）年4月1日生振第84号）

- 1 この要領は、令和8（2026）年度分の補助金から適用する。
- 2 この要領は、令和12（2030）年3月31日をもってその効力を失う。

別表

1 種子産地強化対策事業

事業の内容	事業実施主体	対象作物	成果目標	補助率
「栃木の需要に応じた水田農業実践プラン」に基づき、目標作付面積に対し、種子の供給量の不足が見込まれる品種の生産に必要な機械の整備を行う。	(1)種苗事業者 (2)種苗生産者で構成された組織 (3)種苗生産者※ (※種苗生産者が事業実施主体となる場合にあっては、農地所有適格法人であること、又は目標年度までに農地所有適格法人になることが確実であること。)	稲の種子（「とちぎの星」、 「きぬはなもち」、 「夢ささら」）、麦類の種子、大豆の種子	(1)事業実施年度に種苗生産等計画（「栃木県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例」の第2条の第4号に規定）に基づく種子生産を行うこと (2)事業実施年度に①又は②の取組を実施すること①種子生産面積拡大の取組 ②種子生産施設の機能強化等の種子生産の効率化に向けた取組 (3)事業実施年度の3年後までに種苗生産者の収入保険への原則加入	1 / 3 以内

2 新種子産地育成支援事業

事業の内容	事業実施主体	対象作物	事業の経費内容	要件	補助率
「栃木の需要に応じた水田農業実践プラン」に基づき、麦大豆の生産拡大を図るため、種子生産リスクの高い麦大豆種子の生産に新たに取り組む前年から種子生産開始後3年目までのうち、計3年以内まで、種子生産者等が生産管理技術習得するために必要な取組を支援する。	次年度から新たに麦大豆種子生産に取り組む予定または種子生産開始後3年目までの産地における(1)種苗事業者、(2)種苗生産者で構成された組織、(3)種苗生産者	麦類の種子、大豆の種子	麦大豆の種子場設置及び生産管理技術の向上に向け、種子生産に係る勉強会等や、種子生産に要する次の経費 ○事業費 使用料及び貸借料、通信・運搬費、印刷製本費、種苗費、資材費、消耗品費、旅費、報償費等	事業実施主体は事業実施年に「種子産地育成計画」（別紙様式3）を策定し、計画に基づく種子生産者の育成を図るものとする。	1 / 2 以内